

関釜裁判ニュース

2003年11月16日発行

第43号

釜山「従軍慰安婦」
女子勤労挺身隊
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九二年二月、韓国釜山市などの元日本軍「慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本国の公式謝罪と賠償を求めて提起した裁判である。九八年四月、「慰安婦」原告の一部勝訴判決がでた。しかし、広島高裁で、二〇〇一年三月、「慰安婦」原告逆転敗訴、挺身隊原告の請求は全面棄却。二〇〇三年三月、最高裁で上告棄却。

堂々と意見陳述

不二越訴訟第二回口頭弁論報告

武藤貢（福山連絡会）

福山から車を走らすこと七時間、どうか朝の不二越本社前でのピラまきに間に合いました。

その後、原告の柳丁（ユ・丁）さん、朴SU（パク・SU）さんらと不二越やその周辺を見て回った。社内を見ることは叶わず、当時のことを思い起こすまでには至らなかったものの、朴さんは、南門の緑地帯を指さして「この辺に警備の詰め所があったような気がする」とかすかな記憶をたぐりよせようとしていた。そして、「社長の家に行こう」と一言。きつとこの一言は「社内に入るな」という不誠実な不二越の態度に憤った朴さんの思いの一端だ

ろ。わたしには「しつかり闘ってほしい」と言うように聞こえた。

そして「夢ハウス」で意見陳述の打合せをし、裁判に備えた。

第二回口頭弁論は、四〇分という時間制限を受け、二人の原告の意見陳述を中心に行われた。柳さんは、「富山来るときうれしかった 一夜過ごせば悲しきよ いつかこの工場去るでしょうか ああ ああ 陰で泣く涙は」と挺身隊歌の替え歌を歌い上げ、過酷であった労働条件について訴えた。

朴さんは、不二越での生活の様子や空襲によって不眠症になったこと、帰国後も困難な生活を強いられていることを訴えた。



11月7日、不二越正門にて

そして、二人とも力強く不二越と国に対して謝罪と補償を求めた。

傍聴席を埋め尽くした人々や弁護団は、二人の意見陳述を心に刻み込もうと必死になる一方、被告側は時間が過ぎるのを待つかのように空を見つめているのが大半であった。相変らず不誠実な態度だ。

また、原告側弁護士からは、六人の被害者の証言と被告・国側が主張する国家無責任という法理に対する反論要旨が、準備書面として裁判所に提出され、被告・国に対する意見書も提出されたことが述べられた。第二回口頭弁論後には、記者会見も行われた。

夜には、第二次不二越強制連行・強制労働訴訟報告集会が行われた。

共同代表の一人である漆崎英之さんの絶妙の司会の下で行われた報告集会では、原告二人は挨拶もこめて「十年を越えて闘ってきましたが、まだ結果は出ていないがよい結果が出るまで頑張る」と静かな闘志を披露した。

関釜裁判支援関係者からは、わたしが挨拶した。「名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊を支援する会」の高橋さんからは、韓国で

の調査活動や三菱との交渉、被害者との交流などきめ細かい報告があり、最後にはがき要請行動への協力を呼びかけた。

休憩をはさんで島田弁護士から第二回口頭弁論の報告があった。報告の中では原告による意見陳述の重要性をあらためて確認し、今後九〇分間の弁論時間を確保することが可能になったことが述べられた。

漆崎さんの機知に富んだ司会によってさまざまな人が発言。最後に次回三月一七日の口頭弁論への結集を確認して報告集会を終えた。その後、原告たちを囲んで交流会が行われた。かくして、長く充実した一日が終わった。と、思いきや、名古屋の高橋さん、福岡の花房さんと交流、結局床に就いたのは翌日。疲れたものの、富山で学んだことを生かして、今後も福山の地で頑張っていこうと思う。

第二次 不二越訴訟

第三回口頭弁論

二〇〇四年三月十七日(水)

十三時半より十五時

富山地裁にて

裁判の傍聴をお願いします!

キムチ交流会

広島三次で恒例のキムチ交流会を開きます。指導者は釜山の柳 T さんと彼女の姪子さんです。多数の参加をお待ちしています。

日時 1 1月22日～23日
2 2日 13時より荒漬け予定
2 3日 9時半より本漬け予定

場所 備後ふれあい工房

能です。早めにご連絡を!

費用 2000円 交流会 1000円
(韓国からの交通費の一部負担カンパとして)

中国人強制連行事件

福岡裁判

第一次訴訟控訴審

第8回口頭弁論

12月8日 10時より

福岡高裁

名古屋三菱・朝鮮女子勤労

挺身隊訴訟口頭弁論

11月27日(木) 10時

～16時 名古屋地裁

柳下さん意見陳述



私は柳下（ユ・ト）と申します。私が挺身隊に勧誘されたのは一九四四年六月ごろで、当時私は十六歳でした。

挺身隊のことは、顔見知りの朝鮮人の区長から話がありました。区長は私に何枚もの写真を見せて日本に行くように勧めました。写真には日本の女学生が働いているところや生け花をしているところなどが写っており、大変きれいに見えました。区長は、「日本に行けば、こういうところで仕事もいいし、金もうけもできる」「生け花、ミシンも教えてくれる」等と甘いことを言ってお金をもうかるし技術も身につくし習い事もできるしということ、日本のどこでもんな仕事をするのかもわからないままに区長の勧誘に応じました。

富山に着いたときはこれからいろいろな

ことができる嬉しかったのですが、不二越での生活は厳しく、私たちはだまされたのだと気付きました。

私たちは、鉄の棒に旋盤で穴をあけて飛行機の部品を作る作業をやらされました。

本来は二〇歳過ぎの男の工員が行う、きつい仕事でした。鉄の棒は肘から手首ぐらいの長さで、太さは腕ぐらいの重いものでした。旋盤の仕事は危なく、指や手に生傷が絶えず、私は右手の親指を機械で切り、二三針縫いました。現在も右手親指の爪は変色し曲がっています。

工場は、昼夜の一週間交代勤務制で、機械を休ませずに操業し続けていました。食事時間は二〇分程度で休憩時間はありませんでした。私たちの作業は一日中立ちっ放しで行うものでしたので、足がむくんで痛くて大変でした。私は、右足が炎症を起こし約二〇日間も入院し、足首に穴を二箇所開けてホースで膿を取り出す手術を受けました。

このように仕事は重労働でしたが、食事は貧弱でした。とにかく量が少なかったです。少しの御飯と、朝はみそ汁、昼は沢庵、夜はおかず一品で魚や肉類は一度もでたこ

とはなく、いつも腹を空かせていました。私は、年齢の割に体が大きかったので、いつも非常にひもじい思いをしていました。

このような生活の中で、日本に来てから生理も止まってしまいました。

家に手紙を出す時には、何を書いたか舎監に見せてから封をさせられました。家から来た手紙も検閲されました。

給料については、担当の舎監は、帰る時にまとめて払うと説明していましたが、結局払ってもらっていません。お金がもうかると聞いていたのに、ただ働きになってしまいました。

また、生け花も二回見学しただけで教えてもらっておらず、ミシンも教えてもらっていません。これもでたらめでした。

私はだまされて連れて来られた不二越で一生懸命働きました。まだ幼い子供が空きっ腹で、奴隷のように働き、栄養不足でボロボロになり、乞食のようでした。

私は当時、挺身隊の歌の替え歌を先輩に教わり、つらいときに同僚と歌って気を紛らわせようと思いました。今でも歌えます。その歌詞は「富山来るときうれしかった一夜過ごせば悲しさよ いつかこの工場去

るでしょうか つか不二越去るでしょうか
か ああ ああ 陰でなく涙は」というも
のです。

私は、いわゆる関釜裁判の原告として戦
いましたが不当にも請求は認められませ
でした。第一次不二越訴訟の最高裁和解で
は、米国で不二越を被告とする訴訟を準備
していた四名の被害者は和解の当事者とな
りました。が、国相手の訴訟に取り組んで
いた私たちについては、同じ被害者でも、不
二越は私たちが和解の当事者として参加す
ることを認めようとしませんでした。この
ような不二越をどうしても許せないの
今回の裁判に参加しました。

不二越は謝罪をするべきです。もちろん、
私たちが働いた賃金は支払われるべきだ
と思います。私は人生の貴重な青春の時代を
失ったのですから、これに対する補償がな
されるべきです。



朴SJさん意見陳述



私が、女子勤労挺身隊への勧誘を受けた
のは、国民学校の五年生で十三歳のとき
です。

担任だった三十歳前後の女性教師が、普
通の授業時間の中で、「日本に行ったらも
っと勉強もできるし、生け花、踊りも教え
てもらえる」、「工場設備や待遇も良いし、
学校に行くこともできる」、「どうせみんな
行くことになるのだから、一番先に行くの
が一番有利」、「愛国することが大事だ」な
どと、女学生が工場で働いている活動写真
を見せて勧誘しました。

両親は、日本に何しに行くのか心配し反
対しましたが、私は先生の言うことだから
間違いないと信じ、父の判子を無断で持ち
出し、手続をしました。

こうして私は、富山の不二越まで連れて
来られたのです。

不二越では素材課で飛行機の部品を作

る仕事に従事しました。

私は体が弱く旋盤を操作することがで
きず、箸のような細い直径二、三ミリの金
属棒を五ないし一〇センチの長さに切るタ
ーレットという名前の機械を担当させられ
ました。一本切るにも両手で力を込めない
と切斷することができず、それを一日に六
〇〇〇から八〇〇〇本切らなければなりま
せんでした。それが終わらないと残業をさ
せられ、一日終わるとくたくたになりました。

私たちは、朝早くから夜まで働かされま
した。夜勤作業をすることもありました。
夜間作業中に居眠りをしていて、上司に小
突かれて怒鳴られたこともありました。

私は、金属棒の熱い切り屑が指に刺さり
そこが化膿して二回手術をしなければなり
ませんでした。私の同僚で同じ怪我をした
者は大勢いました。

このような仕事を一年ほどしていたの
に、給料は一円ももらえませんでした。

休みは月に一〜二回程度はあったと思
いますが、休みの日でも外出禁止で、外出
できたのは、怪我をして病院での手術が必
要になったときだけでした。

食事は、朝も昼も夕食も、たくわんとみそ汁一杯弱とお椀に半分弱の大豆入りご飯ばかりでした。

夜勤のときも夜食としてひし形の三角パン二枚だけしか出ず、おなかはずいいたのですが、あまり食べられないようなまじいパンでした。

おかずなどが出たことはありませんでした。食事の絶対量が不足し、私はいつも腹を空かせていました。

私が不二越で働いていたとき、空襲がひどくなり、昼は防空訓練をして、毎晩、空襲で防空壕に逃げ込むようになりました。また、私は、重労働、家から離れた寂しさ、空襲の恐怖のために少しの物音でもびつくりして起きるようになりました。やがて毎日のように空襲警報がなるようになりました。そのようなことから不二越での最後の二ヶ月くらいは、不眠症になってしまい、寮の中の衛生室で寝る生活となりました。当時衛生室で過ごす人が私を含めて三人いました。やっとの思いで仕事に戻っても、体がついていかず、また衛生室に戻るという生活を続けていました。そのときは眠れなくて、食べられなかったので、骨と皮だ

けという痩せた体になってしまいました。

それで、不二越の寮の人から、これでは働けないから家に帰そうという話ができました。そのような矢先、工場が朝鮮の沙里院に疎開することになり、私もそちらに行きました。ところが機械が到着せず、晋州の自宅で待機を命じられていたところ、八月一五日の解放を迎えることができたのです。帰国後も、不眠症は治らず、医者に見てもらったら、神経衰弱で入院が必要だと言われましたが、お金がなかったので、薬をもらっただけでした。また、栄養不足のため、脚気になっていました。それから栄養のあるものなどを食べ、食生活に気を配るようになって、徐々に体調はよくなって行きましたが、不眠症の薬を手放すことはできませんでした。

十九歳のときに、結婚しましたが、日本に行っていたことや不眠症になっていることはとても言えず、秘密にしていました。ですから、不眠症の薬も夫に隠れて飲むしかありませんでした。その後、寝ているときやうわごとを口走るようになり、それを夫から指摘されました。私は神経衰弱が再発したと思い、自分から家を出て、結婚生

活は半年ほどで破綻してしまいました。父は、心配の余り何も食べることが出来なくなり、間もなく亡くなりました。母も心配したためかその二、三年後、四十代の若さで亡くなりました。

その後、二十四歳のときに再婚し、三人の子どもも生まれましたが、その夫や子どもたちにも挺身隊に行つたという話は言えませんでした。

実際、挺身隊に行つたということがわかった人の中には、離婚されたり、夫婦仲が悪くなつたりした人がたくさんいます。

私は現在でも、調子が悪く、不眠症に悩まされています。不二越での重労働と栄養不足や空襲警報など、過酷な生活が原因であることは間違いありません。

今年初め、イラク攻撃をテレビで見、空襲を思い出し、恐怖で胸が苦しくなり、寝込んでしまいました。とても苦しかったです。

年端も行かない子供を騙して日本に連れて行って、賃金も支払わず重労働をさせた不二越とそれに加担した国は、補償し、謝罪をしてほしいと思います。

意見書（被告国の応訴態度について）
原告ら訴訟代理人弁護士 島田 広

被告・国はその答弁書において、国家無
答責、国際人権条約論、日韓請求権協定及
び法律第一四四号に基づく権利消滅、時
効・除斥などの法律論のみを主張し、訴状
請求原因記載の事実についての認否を全く
行っていない。

原告らは訴状において、被告国が被告不
二越と一体となつて原告らを女子勤労挺身
隊に勧誘し参加させた事実を具体的に主張
しているにも関わらず、国は、こうした原
告らによる事実主張を全く無視し、原告ら
の主張を法律論のみをもって棄却されるべ
きものと決め付けている。

しかしながら、こうした被告国の応訴態
度は、加害の事実を背を向け、被害者であ
る原告らに対して説明を一切拒むという極
めて不当なものであり、強く非難されてし
かるべきである。

原告らが本件訴訟において求めるものは、
何よりもまず、被告国と被告不二越が原告
らに対して行った加害行為について、裁判
所に客観的事実としての認定を受けること
である。

訴状でも述べたとおり、多くの原告が、
軍隊慰安婦と混同されることを恐れて、戦

後の日常生活の中で最愛の家族やごく親し
い友人にさえ、女子勤労挺身隊として被告
不二越で就労した事実を語る事ができな
いという大きな精神的苦痛を強いられてき
た。

こうした原告らにとって、自分たちは騙
されて日本に連行された上、過酷な労働を
強いられた被害者であるという事実を裁判
所に認定してもらふことは、最低限のなさ
やかな望みである。

被告国がこうした原告らのささやかな望
みすら踏みまじろうとすることに對し、原
告らは強く抗議するとともに、裁判所に對
し事実から目をそむけることのないよう強
く求めるものである。

そもそも、国は、戦前、戦後を通じて女
子勤労挺身隊についての膨大な資料を蓄積
しながら、戦後はずばらそれを秘匿し、
被害者らに對して情報を開示することを拒
んできた。ようやく一九九〇年代になって、
それまで被告国が秘匿していた強制連行被
害者の名簿の一部が関係各国の政府に引き
渡されたが、それも関係各国の強い求めに
応じて一部を引き渡したのみで、被告国が
自ら積極的に事実を明らかにすることはな
かった。

また、多くの戦後補償訴訟においても、
被告国は事実の認否を行わず、法律論のみ

によつて事実を闇に葬りさろうとする不当
な態度に終始してきた。多くの裁判所が、
こうした被告国の事実隠ぺいの態度にもか
かわらず的確な事実認定を行ったが、それ
でも被告国はその態度を変えろことはな
かった。

こうした戦後補償問題についての被告国
の一貫した事実隠ぺいの態度が、多くの被
害者らの権利行使の妨げとなつてきたこと
は明らかである。

原告らは、当法廷がこうした被告国によ
る事実隠ぺいを利用されることのないよう、
切に望むものである。

本件訴訟において、原告らの持つ資料・
情報はごく限られているのに對して、国は、
原告らの就労関係や被告不二越における労
働実態について戦前、戦後を通じて大量の
資料・情報を収集しており、明らかに証拠
は被告国の側に偏在しているというべきで
ある。

したがつて、本件における客観的かつ公
正な事実の解明にとつて、被告国が秘匿し
ている資料・情報を開示させることが不可
欠の条件といえるのであり、この点からも
原告らは、被告国に對し自ら事実を明らか
にすることを強く求めるとともに、裁判所
に對しても適切な訴訟指揮を強く要請する
次第である。

原告滞在記

花房恵美子

富山に向かう飛行機の中、窓の外を楽しげに見る柳下さん。決して窓側に行こうとせず、離着陸時、体を硬くして肩をしかめ前の座席の背に顔を埋めるようにして我慢している朴SUさん。

朴SUさんは四月提訴の時、来日メンバーに入っていました。イラク攻撃の映像をテレビで見ても富山での空襲を思いだし、恐怖で倒れて日本に来る事ができませんでした。今回は戦後はじめての北陸入りです。

五日に小松空港に着いて、金沢で四時間間及ぶ丁寧な弁護士による聞き取りが行われました。弁護士と通訳の方は大変だったそうで、ほぼ徹夜状態で陳述書をまとめ、韓国語に訳し、七日朝、原告本人が確認し、時間内で終われるように読み合わせをして、削って行く作業を午前中に完了しました。

七日午後からの裁判では、傍聴席が満席の法廷でSUさんが大学受験のようだという緊張感のなか、一人の気迫を込めた陳述に傍聴席から共感の拍手が法廷に響きました。

その後のサクラカフェでの交流会の最後に朴SUさんが言った「もし(裁判に負けて)

賠償がもらえなくても、わたしは日本を恨みません」との言葉に、私は思わず泣いてしまいました。長い裁判を共に闘っている支援者へのいたわり、裏切られ続けてもそれでも日本を好きだという彼女のどうしようもない気持ち―日本への「愛国心」を心の深いところまでしみ込ませた皇民化教育の恐ろしさと哀しさと、彼女の優しさを同時に感じた瞬間でした。

帰国する九日朝、朴SUさんは完全燃焼したらしく朝八時まで起きる事ができず、柳下さんに叱られていました。「体が弱いくせに遊ぶ(?)からだ」と(不眠症のため入眠剤を飲んでも朝はずっと四時頃には起きておられました。八日は大役を果たし五時まで寝られたようですが、就寝はいつも二時頃でした)

SUさんは足をふらつかせながら、泣き顔で博多港から帰って行かれました。以下は彼女が八日朝、富山でお世話になった夢ハウスを去るときに日本語で書かれたメモです。

「日本の皆様へ
長いあいだのさいばん十年間 今は老人になつたのです。
日本と韓国の距離が近い 私は早く不二越

会社から恨の金をはらつてくれて
仲よくしたいですのに
おさない時の其のつらさ
今は死ぬのを前にして なんじゅう年
恨のために苦痛を!

そのきつい薬 ねむりのないつらさ
きちがいになるかの考え!
自殺をしようとして!

富山の社長 早く、死ぬ前にはらつて下さい。
あゝ 海越えて

山越えて 遠く千里を
挺身の はるかに拝む

半島の 空に誓つた この祈り
其の時の名前 新木志庸※

※朴SUさんが創氏改名でつけられたときの名前

柳下さんの体調を整えるための努力はたいしたもの、食事・運動・睡眠を自分の体調に合わせて気をつけておられ、よく寝られました。でも足が弱くなられ、この十年の長さを感じたものです。しかし彼女の精神の自立性は素晴らしく、ますます毅然としていて、惚れ惚れしました。

今度も北陸連絡会の方たちや夢ハウスのスタッフの皆さんに大変お世話になりました。深く感謝しています。

富山の皆さん!福岡に遊びに来て下さい。

日朝関係の平和的な克服に向けて

花房俊雄

◆原告たちの焦燥感

二人の原告と行動を共にした六日間を通して痛感したことは、解決の見通しが立たない裁判への原告たちの強い不安であった。福岡に到着した日、朴SJさんは「いつ解決されるのか、他の原告たちからも見通しを聞いてきてくれと頼まれた」と真剣な表情で切り出された。十年を経た閔釜裁判で体力の衰えがあらわになってきた原告たちは、富山の不二越訴訟最高裁和解にすぎるような思いで望みを託して、第二次不二越訴訟を迎えた。この間の不二越の頑なな拒絶、駆け足で進む日本の右傾化に不安を募らせながら「裁判で勝てるのか。どれぐらいかかるのか」と問い掛けるにはいられないのだ。

この十年間、裁判の節々で私は懸命に希望を語ってきた。しかし今の私は希望を語る言葉を持ちえない。

今回、島田弁護士を始めとする弁護士や北陸連絡会の精力的な取り組みで始まったばかりの裁判を共に担いたいとする思いを新たにすることができた旅であった。最近、「国家無答責」や「除斥期間」を退ける判決も出てきて、戦後補償裁判は下級審ではじりじりと厚い壁を乗り越えている。しかし上級審では、

世論を乗り越える判決は望むべくもない。

昨年九・一七以降、排外主義の世論が渦巻く日本社会は建前としての「戦後民主主義」さえも音をたてて崩れつつある。先日の石原東京都知事の「植民地支配は朝鮮人の総意で受入れた。世界でもまれにみる人間的な植民地支配であった」発言がマスコミを通して垂れ流され、これまでだと東京から発せられた抗議の呼びかけもなく、あわてて福岡から抗議を全国に呼びかけねばならなかった。先頃、福岡で講演された辛淑玉さんは「最近の嫌がらせのメールや手紙が堂々と住所と実名を書いてくるようになった」と、度重なる政治家の問題発言がまかり通る日本社会の空気の劇的な変化について語られていた。

「北朝鮮危機」を奇禍として広がる狭小なナショナリズムと軍国化の克服に向けた取り組みを抜きにして戦後補償運動の未来は開かない。これが私の状況認識であり、日朝関係克服への取り組みにわたしを駆り立てる動機である。

◆「日朝関係の平和的な克服」に向けての取り組み

「わたしたちの住む北東アジアを戦場にしたため、日朝関係の平和的な克服を目指す講演会」は去る九月六日、二百名の参加者で会場が一杯になる中で開催された。この一年

間日本社会を覆う異様な拉致報道の中で閉塞感と焦燥感を募らせていた少なからぬ市民が、ともに考え、意見交換できる集いをいかに待ち望んでいたのかがうかがえる。

北朝鮮の核問題をめぐる国際政治分析の第一人者である李鍾元立教大学教授が、八月下旬に北京で開催された六カ国協議とその後の韓国や中国のアメリカへの懸命な働きかけの詳細な分析を通して、アメリカが北朝鮮の求める安全保障を提示する方向に向かっていくことを明らかにした。イラク攻撃とその後占領政策の行きづまりで、アメリカ政府の北朝鮮政策がネオコン主導の国防省から国際協調派の國務省に推移しつつあることが明らかにされた。

朝鮮半島とその周辺国にとって切実な問題である北朝鮮の核問題の平和的解決に向けて主体的な判断を持ちえず、拉致問題のみを訴える日本政府の外交力の無残さが国際社会に露呈されつつあることにも言及された。

さらに、李鍾元さんは印象に残ることを話された。韓国は日本に植民地支配の謝罪を外交課題としてきたが、追求すればするほど韓国社会を後向きに負の方向に向かわせてきた。民主化実現以降の韓国は未来思考の対日本・北朝鮮との大交流政策に舵を取りなおし、北東アジアの平和共存の実現に向かっていると、先日小倉で講演された姜尚中さんも会場から

の「ピョニヤン宣言は日韓条約と同じ経済協力方式で禍根を残すのではないか」との質問に「九〇年代の戦後補償の運動は、日本社会に『新しい歴史教科書をつくる会』の台頭を呼び、歴史認識を追求すればするほど狭小なナショナリズムが広がる悪循環に陥っている。北朝鮮核問題の解決のため北東アジアに平和な共存体制を創造する関係国の共同作業に日本が積極的に参加することを通して信頼関係が生まれる。その後、歴史認識を冷静に話し合えるのではないか」と語られた。

韓国の政治家や在日の知識人の中に日本のナショナリズムの蔓延と軍国化を憂い、北東アジアの地にはじめて生まれた地域間協議体・六者会談を安保協議体成長させて行く中に日本を取り込もうという、日本社会の自発的「過去の克服」に対する諦念と深い配慮をうかがうことができる。

日朝関係の危機の克服への取組みにわたしを向かわせた事情を二人の学者は鮮やかに語られた。

ピョニヤン宣言一周年の九月十七日、講演会実行委員会を中心とした市民四十名が福岡の繁華街で、「とりあえず国交！めざすは平和！」の色鮮やかな横断幕を掲げ、「国交と市民の交流を通して双方の不信の克服を」「国交正常化なくして拉致問題の解決なし」と訴えた。

◆ 全国各地で日朝関係克服への取組みを

十二月にも第二回目の六ヶ国協議が開催され、アメリカの北朝鮮への「安全保障」の文書化と北朝鮮による核開発撤廃の段取りが協議される見通しが報じられている。今後、紆余曲折を伴いながらも、「北朝鮮危機」の平和的解決に向けての大きな流れは変らないであろう。北朝鮮を国際社会の中に迎え入れ、国を開かせていこうとする流れの中で重要な位置を占める「経済協力」のための日朝国交正常化を促す関係国の声もまた高まっていくであろう。

武力攻撃を辞さない国際的圧力で北朝鮮に核開発の放棄を迫るアメリカ政府内の強行路線が平和共存路線に転換を余儀なくされるなかで、救う会や拉致議連の金正日政権の崩壊を目指す「圧力外交」は国際的根拠を失いつつある。あたかもそれに反比例するかのごとく、「北朝鮮への経済制裁の強化」を求める取組みが強まり、愛媛県では六割を超える自治体が決議をあげる事態となっている。日本の世論は、国際社会に背を向けて迷走を強め、いたずらに北朝鮮との対立を煽り、拉致問題の解決すら迷宮の中に閉じ込めようとしている。

今、日本外交に問われている事は、北朝鮮核問題の平和的解決に向けての国際的枠組み

作りに積極的に動くこと。そして、日朝国交正常化の早期実現を図ること。これこそが拉致問題解決の早道である。

北朝鮮政府は拉致被害者家族の帰国を許したならば、国交正常化の約束が反古にされるのではないかという懸念がある（拉致被害者を外交の人間にしていることは許されることではない。が、植民地支配の「清算」を否定しているがごとき昨今の日本の世論にも問題がある）。拉致被害者家族には、国交正常化されても拉致問題が解決されないのではないかという懸念がある。国交正常化と拉致被害者家族の帰国を同時に図ること。拉致被害者問題の完全解決は、国交を実現して北朝鮮の改革・開放・民主化を促がすことを通してしか現実的な解決の道はないように思われる。

金正日政権の打倒を公言し、経済制裁の強化を目指す救う会や拉致議連の方針は、朝鮮半島に混乱と戦争を呼び込む路線であり、北朝鮮に国境を接する国々が平和的解決を目指して経済支援をしている現実を踏まえると極めて非現実的で、拉致問題の解決を彼岸に追いやっている。問題は「経済制裁強化」がマスコミによってあたかも日本社会の世論のごとき呈をなしている、小泉ポピュリズム政権を縛っていることである。

「国交正常化を通して拉致問題の解決へ」の世論喚起こそが急務である。

不二越ソウル支社に行く

わたしは言いたい！

朴SO

十月一日、不二越第二次訴訟原告十三人と現地支援者四人と北陸連絡会十人の計二十七人で不二越ソウル支社へ申し入れ行動をしました。朴SOさん、金丁さん、羅Fさん、成Sさんも参加されました。朴SOさんに代表してその行動報告して欲しいと原稿依頼しました。以下の原稿はその日に書かれたものです。

書いているうちに違う方向へいつてしまったけれど、今わたしが一番言いたいことだからと送つてられました。(事務局)

人生というのは、本当に長生きしなければなりません。

良い点、悪い点、全てを見ます。過去があるから現在があるように、私は今ソウルに住んでいます。私が住んでいる所から遠くない所に、夢でも忘れぬ不二越の会社(ソウル支社)があります。ソウルに不二越があることを、十年間知らずに過ごしてきました。

私が十二歳の時、卒業した学校の先生の連絡を受け、学校で指示されたとおり、国

のためになるといふその言葉に、父母の承諾もなく、挺身隊に志願しました。私の学校からは、私一人だということも知りませんでした。両親には、学校から沢山行くと嘘をつきました。

今考えると、勇んで自分一人で決めたこととです。先生の話では、日本に行けば、勉強もさせてもらえ、生け花も習えるということでしたが、日本人たちは私たち幼い生徒をだましました。しかし、私の思いは国のためになるといふことで、一生懸命努力しましたが、結局、女性として一生心に傷を負いました。

作業が終わる頃、掃除中に左手の指にけがをしました。幼かったのですが、日本人たちに馬鹿にされると思い、指を汚れた雑巾で覆いました。朝鮮人といつて蔑視されると思い、機械の前に座っていると、他の機械は止まっているのに、私の機械だけ動いていたようです。

今はもう、全て過ぎ去った歳月です。

幼心にいつも母を思って、泣きもしませんでした。ある日、何の予告もなく、各自所持品を持って、誰かに引率され、ある埠頭に連れて行かれました。今思うと、そこは富山港だったようです。その夜、船に乗り出発しましたが、空襲が激しく、また富山港に戻りました。私たちの乗った船には、

日本人の家族の姿が見えました。誰かが、「朝鮮に行くと言っているけど、信じられない」と言いました。

夜が明け、到着した所は現在の北朝鮮の地、清津(チヨンジン)でした。私たちは故郷の地、朝鮮に来たことがとても嬉しくて、お腹がすいているのも忘れませんでした。

次の日の朝、私たちは汽車に乗り、黄海道の沙里院(サリウォン)という所に集まりました。食事をしていませんでしたが、お腹がすいていることも忘れていました。黄海道沙里院で一晩過ごし、一次で集められた私たちだけ、全員故郷に帰れという指示があり、所持品もなく、空襲の時かぶる帽子だけ持って、お腹のすいたのも忘れ、誰かに引率され列車に乗り、故郷の大邱に着きました。家に帰ると、父母は自分の娘と気づかず、乞食だと思ったそうです。

一日一日が過ぎ、母の洗濯などを手伝っている、「解放」されたと聞いて、「解放」がどこにあるのか見回しました。山へ野に、「解放」といふ言葉を唱え、青年たちは太極旗を掲げ走り回っていました。両親も、「もう挺身隊に行かなくてもいい」と言いました。数日後、二番目の兄さんが、軍服を着て家に帰ってきました。その当時は、長兄は徴用、次兄は軍人、私は挺身隊で、家は穏やかではありませんでした。

あすはるフェスタ 2003

なくそう！女性への暴力と戦争

日本軍性奴隷（慰安婦）問題の現状を知り、

立法解決を考える

日時 11月22日（土）午後1時半～4時

会場 クローバープラザ501研修室

TEL 092-584-1261 西鉄春日駅より徒歩10分

参加費 700円（学生500円）

講師 梁澄子（ヤン・チンジャ）さん・有光健さん

主催 「戦争と女性への暴力」ネットワーク・ふくおか

戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会

従軍慰安婦問題と取り組む九州キリスト者の会

十二歳の幼い少女が、今や七十三歳の老婆になっており、この文を書きながら悲しくなります。

言っておきたいことは、日本という国を何と評価すべきかということです。もみじのような手をした十二歳の少女が七十三歳のおばあさんになるまで、労働した賃金を支払わないのか、雇用主ならば紳士らしく身を処すことを願ひ、賃金の支払いを願ひます。

（翻訳 福留範昭）

日本軍性奴隷（「慰安婦」）問題の現状を知り、立法解決を考える

講演会に是非参加してください！

十年かけた関釜裁判は敗訴が決定しましたが、「慰安婦」被害者が戦後も放置されている状態を「立法不作為」の違憲状態と認定した下関判決に心を動かされた国会議員により、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」が参議院に提出されました（二〇〇〇年）。民主・社民・共産各党の法案を一本化して共同提案とし、廃案・提出を繰り返し、先の通常国会で六度目の提出となりました。その間、昨年七月にはやっと参議院・内閣委員会で集中審議入りし、在日の元「慰安婦」被害者・宋神道さんの思いを、傍聴するご本人のまえで岡崎議員が代読されました。「再び戦争するための法律でなく、過去の問題をきちんと解決する法律を作ってください。そうでないと死んでも死にきれませぬ」と宋神道さんは訴えられました。十二月には国際法の専門家が参考人として招

致され質疑が行われました。

被害者と被害国の支援者はこの法案を支持し、早期成立を願っています。

法案提案者である七人の女性国会議員の奮闘に感動すら覚えますが、この法案が審議されている事すら一般に知られていない状態です。被害者は高齢化し、残された時間は少ないのですが、これは過去清算と言う問題ではなく、アジアにおける日本の平和的未来を創造する現在の問題です。

被害者が生きていくうちに彼女たちの尊厳を回復し、彼女たちとの和解を実現したいと痛切に思います。

今回お呼びする梁澄子さん、有光健さんはともに十年以上被害者と向き合い、その立法解決に向けて最先頭で頑張ってこられた方です。生きたお話が聞けると楽しみにしています。この講演会を成功させ、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の早期成立を目指し、福岡で行動していくネットワークをつくりたいと思っています。皆様の参加をお待ちします。

（花房恵美子）

<活動日誌 2003年7~11月>

- 7月27日 関釜裁判ニュース42号発送作業、
第123回関釜裁判を支援する会・定例会
- 8月2日 あすばるフェスタ準備会
- 8月19日 第3回日朝関係の克服をめざす講演会実行委
- 8月24日 第124回関釜裁判を支援する会・定例会
- 9月2日 第4回 講演会実行委
- 9月4日 あすばるフェスタ「日本軍性奴隷問題の現状を
知り、立法解決を考える」集会の
第1回実行委員会
- 9月6日 日朝関係の平和的克服を目指す講演会
(李鍾元さん・出水薫さんの講演)
- 9月9日 第5回講演会実行委
- 9月17日 「とりあえず国交！めざすは平和！」の
街頭キャンペーン
- 9月21日 第125回関釜裁判を支援する会・定例会
- 9月29日~10月3日
北陸連絡会のメンバー10人が「不二越原告と
交流し、植民地支配の爪あとから学ぶ旅」
- 10月1日 原告13人と一緒に不二越ソウル支社に要請
行動
(朴SO、金J、羅H、成Sさんも賛加)
- 10月10日 あすばるフェスタ集会の第2回実行委員会
(集中審議のビデオを見る)
- 10月22日 「慰安婦」問題の立法解決について
衆議院立候補者へのアンケート
- 10月26日 第126回関釜裁判を支援する会・定例会
- 10月28日 「とりあえず国交！めざすは平和！」
(日朝国交正常化と北東アジアの平和をつくる
ための取組み)を考えていくための検討会
- 10月31日~11月3日
弁護団(島田,松山,菊)聞き取りのため訪韓
- 11月4日 柳 T・朴SUさんが釜山より博多港に到着。
夜 交流会
- 11月5日 朝 福岡空港から小松空港に
午後 橋本、二木、中村弁護士による聞き
取り、意見陳述書の作成 金沢宿泊
- 11月6日 夜 福井集会(福井高教組) 富山宿泊
- 11月7日 朝 不二越正門、南門でのピラまき
午後 第二回口頭弁論 原告二人が意見
陳述、記者会見
夜 報告集会 富山宿泊
- 11月8日 富山空港発~福岡へ 福岡宿泊
- 11月9日 ビートルで釜山へ
ニュース43号編集作業

関釜裁判ニュース43号

日本シリーズの第7戦を福岡ドームに見に行きました。和田投手の好投、川崎のハズレ7回、そして日本一に決った王監督の胴上げを現場で見て満足して帰路へ。しかしそのからすぐの、日本一に水を差すゴウゴウ。もっと経営基盤がしっかりした親会社が望ましい。(編集長)

- 関釜裁判を支える広島連絡会
土井桂子
- 関釜裁判を支える福山連絡会
市民運動交流センターふくやま
- 関釜裁判を支援する県北連絡会
福政康夫

関釜裁判ニュース 43号
2003年11月16日発行
編集作業人 井上由美 花房恵美子
発行
戦後責任を問う 関釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子 入江靖弘

E-mail hanafusa@df6.so-net.ne.jp

http://www.h3.dion.ne.jp/~kanpu
会費 3,000円
郵便振替 01740-0-47678
口座名 関釜裁判を支援する会

★WEB版関釜裁判を支援する会★

随時更新していますので、ホームページの方もご覧ください。ホームページの内容、体裁等につきましてご感想、ご意見がありましたら、メールにてお寄せください。
http://www.h3.dion.ne.jp/~kanpu